

令和3年度第12回南部町農業委員会総会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|---|-----|-----|--------|-----|
| 招集年月日 | 令和4年3月10日(木) | | | | | |
| 招集場所 | キナルなんぶ1階 多目的ルーム | | | | | |
| 開会時間 | 13時30分 | | | | | |
| 閉会時間 | 15時40分 | | | | | |
| 農業委員 出欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 |
| | 1番 | 市川 春樹 | 出席 | 5番 | 田邊 元史 | 出席 |
| | 2番 | 黒木 美由紀 | 出席 | 6番 | 庄倉 三保子 | 出席 |
| | 3番 | 糸田 雅樹 | 出席 | 7番 | 恩田 一秀 | 出席 |
| 農地利用最適 化推進委員 出欠 | 4番 | 岩指 久 | 出席 | | | |
| | 8番 | 井上 武 | 出席 | 14番 | 板 秀樹 | 出席 |
| | 9番 | 恩田 真季 | 出席 | 15番 | 頼田 洋子 | 出席 |
| | 10番 | 亀尾 和男 | 出席 | 16番 | 作野 英明 | 出席 |
| | 11番 | 井田 厚美 | 出席 | 17番 | 遠藤 宏明 | 出席 |
| | 12番 | 牛田 弘則 | 出席 | 18番 | 吉次 純一郎 | 出席 |
| 議事録署名委員 | 9番 | 恩田 真季 | | 10番 | 亀尾 和男 | |
| | 出席吏員 | 事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和 建設課課長補佐 岩田 政幸 建設課地籍調査室主事 大前 拓 | | | | |
| 傍聴人 | 0人 | | | | | |

付議案件

| | |
|------|---|
| 議案番号 | 提出議案の題目 |
| 第1号 | 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について |
| 第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について |
| 第3号 | 農地利用集積計画案の決定について |
| 第4号 | 農用地利用配分計画の意見照会について |
| 第5号 | 地籍調査に伴う地目の照会について |
| 報告事項 | (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 農地の復元状況の報告について (5) 令和3年度遊休農地調査結果について |
| その他 | (1) 活動記録(令和4年3月31日まで)の提出について (2) 令和4年度第1回南部町農業委員会総会日程 |

| 日程及び提出議案の題目 | (発言者) | |
|--|--|---|
| 1. 開 会 | 局長 | ただいまより、令和3年度第12回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。 |
| 2. 挨拶 | 会長 | = 省略 = |
| | 局長 | それでは、南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。 |
| 3. 議事録署名委員及び書記の指名 | 議長 | 議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、9番 恩田真季委員、10番 亀尾和男委員、書記は田邊職員をお願いします。 |
| 4. 議事 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について | 議長 | 議事に入ります。 議案第1号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。 |
| | 局長 | 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第4条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。 |
| | 局長補佐 | 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記地目：田 現況地目：畑 m ² 登記地目：田 現況地目：畑 m ² 合計：田 2筆 m ² 用途：宅地 転用目的：一般住宅 駐車場 申請人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は一般住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 |
| | 議長 | 現地調査報告を庄倉委員よりお願い致します。 |
| | 庄倉委員 | 本日9時より、恩田会長、市川職務代理、岩指委員、亀尾委員、井田委員、頼田委員、遠藤委員、岡田局長、潮局長補佐、私の10名で現地調査を行いました。 現地調査資料の1ページをご覧ください。場所は、集落の真ん中になります。2ページの公図をご覧ください。宅地と宅地に挟まれています。左の宅地の所に道があり、その道と同じ高さに埋め立てがしてありました。作物も果樹も植えられてなく、農地とは認められない状態でした。現地調査を行った全員で、顛末書を提出していただかないと許可は出来ないという判断をしたことをご報告致します。 |
| | 議長 | 議案第1号につきまして、質疑を受けます。 |
| 田邊委員 | 私も の現場を見てまいりました。庄倉委員さんの説明どおり、到底畑という感じではありませんでした。何故、農業委員会に上がるまで、そのような状態であったのか。地元の農業委員さん、推進委員さんに相談されてか | |

| | |
|------|---|
| | ら進めるのが本当ではないかと思えます。既に埋め立てであるということですので、私も顛末書を提出いただいて、きちんとした形をとっていただかないと許可は出来ないと思えます。地元の農業委員さんなりが、責任を持って対応をしていただきたいと思います。 |
| 議長 | 大変重要なこととございます。岩指委員さんは申請書に署名をされています。責めるわけではございませんが、署名をされると言う事は責任がございしますので、このことについて説明をお願いしたいと思います。 |
| 岩指委員 | 私の不徳の致すところとございます。言い訳になりますが、事務局と現地を見に行った時に雪が積もってしまっていて、下まで見ておりませんでした。申し訳ございませんでした。 |
| 議長 | 事務局からも説明をお願いします。 |
| 局長補佐 | 岩指委員と井田委員と私、それから行政書士さんで現場を確認しました。岩指委員の言われましたとおり雪に覆われた状態でした。その際に、穴を掘って違反転用ではないことを確認しましたが、雪が解けてから再度確認しなかったことは深く反省しています。今後はこのようなことが無いように致します。申し訳ございませんでした。 |
| 議長 | 行政書士さんが絡んでおられるわけですね。 |
| 局長補佐 | はい。 |
| 議長 | 全く知識のない素人の方が分からずにされた事ならば何とかしてあげなければいけないと思えますが、行政書士さんが絡んでおられるのでしたら、条件付き許可にしなくてはいけないのではないかと思います。皆様方のご意見を伺いたしたいと思います。 |
| 田邊委員 | 議長がおっしゃいましたように、条件を付けて、それがきちんとなされてから許可を出すべきであると思えます。 |
| 庄倉委員 | 先ほど、雪が積もっているという説明がありました。私も色々な案件を受けますが、何回も現場に行って状況を確認します。地元の農業委員さんや推進委員さんは、何回も行かれて確認されないといけないと思えます。 |
| 議長 | 他にございませんか。委員である自覚をしっかりとって、ご自分のご意見を発言していただきたいと思います。 |
| 井上委員 | 私も条件付き許可が良いと思えます。以前にも同じようなことがあったと記憶しています。私も含めて、注意して、同じことが繰り返されないようにしなくてはいけないと思えます。 |
| 黒木委員 | 皆さんと同じ意見です。庄倉委員がおっしゃったように、私も注意して責任を果たさないといけないと思いました。 |
| 井田委員 | 現地確認をしていながら、このようなことになってしまい反省しているところです。これからは、皆様のお力をお借りしながらこのようなことがないように努力したいと思います。申し訳ございませんでした。 |
| 議長 | このことにつきましては、条件付き許可として、執行部に一任をいただきたいと思います。いかがでしょうか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 全会一致で異議なしと言う事ですので、条件付き許可として、顛末書なり書類が揃いましたら執行部で検討して、許認可を出す形にしたいと思います。改めて申しますが、何も分からない一般の方がされた事と違い、行政書士というプロの方が出されています。きちんとした形をとっていききたいと思います。 |

| | |
|-------|---|
| | <p>用途： 雑種地 転用目的及び施設の概要： 太陽光発電設備</p> <p>貸人：</p> <p>借人：</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。賃借料は、10アールあたり年 円で、合計で年 円と聞いています。</p> |
| 議長 | <p>現地調査を行っていただいておりますので、庄倉委員より報告をお願いします。</p> |
| 庄倉委員 | <p>番号1について報告します。現地調査資料の7ページからになります。9ページの土地利用計画図をご覧ください。上側の道路が です。左側に があります。右側の駐車場は が借りておられます。その隣の残地が申請地になります。ここを埋め立てて、水路の所に角コンを並べて送迎バスを止められるそうです。10ページをご覧ください。舗装されなくて、雨水は水路に流れて行くようになります。</p> <p>番号2-1、2-2、2-3について報告します。14ページをご覧ください。公衆用道路とあるのが です。右の宅地とあるのは です。15ページの土地利用計画図をご覧ください。下側の水路の下が になります。上側の県道を左に行くと で、右に行くと になります。申請地を の高さにして駐車場にされます。16ページをご覧ください。左側が になります。そちらの方に水路があって、雨水は流れて最終的に の方に流れます。歩道の下に水路があります。その下の土手は赤線で、そのまま残して水路に流れた雨水は の方に流れて行きます。</p> <p>番号3について報告します。 の に入った左側になります。20ページの公図をご覧ください。申請地の右側の雑種地は既に が設置してあります。 も が設置してあります。 と は先月 への転用を許可した所です。その隣に同じ業者さんが を設置されます。21ページの土地利用計画図をご覧ください。パネルは山の方に南向きに配置されます。22ページに排水計画があります。右側の既設水路に全ての雨水が流れる計画です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>番号2-3の所有者さんは庄倉委員のご家族になりますので、番号2-3以外について質疑を受けます。ご異議ございませんか。</p> |
| 一同 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号2-3を除いて議決、承認されました。</p> <p>番号2-3について審議をするにあたり、庄倉委員は退室をお願いします。</p> |
| | <p>(庄倉委員退室)</p> |
| 議長 | <p>番号2-3について質疑を受けます。ご異議ございませんか。</p> |
| 一同 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号2-3は議決承認されました。</p> |
| | <p>(庄倉委員入室)</p> |
| 議案第3号 | <p>議長</p> <p>議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明をお願いします。今回は申請件数が多いですので、事前にお配り</p> |

| | |
|------------------|---|
| 農地利用集積計画案の決定について | <p>していただきますので、読み上げに関しては簡素化したいと思います。</p> <p>局長補佐 【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに、設定を受ける者、設定をする者、利用権の種類を朗読(議案書 5～20 頁)】</p> <p>整理番号 36 番～66 番 設定を受ける者： 23 名 設定をする者： 30 名 設定をする土地： 48 筆 計 70,369 ㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 432 番～462 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 11 名 設定をする土地： 29 筆 計 25,812 ㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課本田課長補佐より説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p> |
| 議長 | 議案第 3 号について質疑を受けます。 |
| 庄倉委員 | 整理番号 45 番、46 番について質問します。両方とも貸人は さんで、45 番で を さんが、46 番で を さんが借りられるようになっています。場所がどのようになっているのかわかりませんが、利便性を考えると続いている農地は同じ方がされた方が良いと思います。 |
| 局長補佐 | 申し訳ありません。確認しておりませんので、調べまして後ほど答えさせていただきます。 |
| 議長 | それでは、他にございませんか。 |
| 田邊委員 | 整理番号 59 番ですが、貸借期間が 1 年になっています。通常 3 年から 5 年くらいだと思いますが、どのような理由ですか。 それから、整理番号 63 番の さんですが、 歳で 3 年の契約をされています。大丈夫なのか。また、途中で万が一お亡くなりになった場合はどうなるのか教えていただけないでしょうか。 |
| 局長補佐 | 整理番号 59 番については、平成 27 年より毎年 1 年更新をされています。今回、申請書を提出された際に所有者さんに聞き取りをしたところ、毎年更新の際に意思確認をしたいので双方合意の上で 1 年としているという事でした。その後、耕作者の さんにお聞きしたところ、所有者さんが解約の手間を考えて 1 年とされているが、 さんは複数年でも良いと思っておられるようで、次回の更新の際には話をしてみますとのことでした。 |
| 議長 | 事務局で指導をしているようです。 |
| 局長補佐 | 63 番についても聞き取りをしています。地元の井上委員にも確認を取っています。 さんはご高齢ですが、お元気で毎日のように畑や田んぼに出ておられるそうです。60 代の息子さんご夫婦と、40 代のお孫さんご夫婦が手伝っておられるそうですが、 さんが世帯主であり、農業関係も さんが主体となってされているようです。 また、仮に、借り人の方がお亡くなりになられた場合は、賃貸借の場合は、 |

| | | |
|---|------------|---|
| | | 利用権に伴う権利義務がその相続人に継承されますので、改めて申請の必要はないと法律上なっています。 |
| | 議長 | 井上委員、補足があればお願いします。 |
| | 井上委員 | 畑は さんが奥さんと二人でされています。田は息子さんが機械に乗って主にされています。申請地は、 さんが所有される農地の近くにあり、一緒に耕作されています。 |
| | 議長 | 地元委員さんがちゃんと把握されているようです。 |
| | 田邊委員 | 分かりました |
| | 黒木委員 | 整理番号 54 番、55 番、56 番の さんですが、ご自分の農地を貸し出して、他の方から借りておられますが、理由を教えてください。 |
| | 局長補佐 | 54 番の借り手の さんは の代表の方で、集落営農で借りられる農地です。55 番、56 番については、 とは別に、 さんが白ネギを栽培するために個人で借りられる農地です。 |
| | 黒木委員 | 分かりました。 |
| | 議長 | 他にございませんか。ご異議ございませんか。 |
| | 一同 | 意義なし。 |
| | 議長 | 議案第 3 号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。 |
| 議案第 4 号 農用地利用 配分計画の 意見照会に ついて | 議長 | 議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明をお願いします。 |
| | 局長 | 農用地利用配分計画の意見照会について、詳細につきましては産業課本田課長補佐より説明致します。 |
| | 本田課長 補佐 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 21～24 頁）】。 |
| | 議長 | 質疑を受けます。 |
| | | (質問、意見等なし。) |
| | 議長 | ご異議ございませんか。 |
| | 一同 | 異議なし。 |
| | 議長 | ないようですので、議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、原案どおり議決、承認されました。 |
| | | (休憩 14 : 30～14 : 40) |
| 農地利用集 積計画案の 決定につい て、質問の回 答 | 議長 | 再開します。 議案第 3 号農地利用集積計画案の決定で宿題になっておりました、庄倉委員からの質問について事務局より説明致します。 |
| | 局長補佐 | (ボードに図面を書いて説明) があって、道路を挟んで と があります。45 番の農地は、今まで さんのお父さんが借りて耕作しておられましたが、息子さんに代が変わられた為新規となっています。従来から親御さんが耕作をされていた と を同じ方が耕作した方が良いのではないかと言う事でしたが、 は さんが水稻を、 は さんがもち米を、それぞれ別の物を作っておられます。 |
| | 庄倉委員 | よく分かりました。ありがとうございました。 |
| 議案第 5 号 | | (建設課 岩田課長補佐、大前主事入室) |

| | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 地籍調査に伴う地目の照会について | 議長 | 議案第5号『地籍調査に伴う地目の照会について』上程します。提案者より説明を求めます。 |
| | 局長 | 議案第5号『地籍調査に伴う地目の照会について』下記のとおり地目の照会について審議を求めます。内容につきましては役場建設課地籍調査室より説明致します。 |
| | 大前主事 | 本日は 地区の地籍調査の地目の照会について説明に参りました。現地調査資料をご覧ください。26 ページからです。今回の地目の照会は、農地から農地外が 393 筆、農地外から農地が 12 筆、計 405 筆持ってまいりました。そのうち、宅地に変わった地番が 38 筆でございまして、午前中に現地調査をして状況を確認していただきました。 の⑤は農機具小屋として使われていました。⑥番は、家の裏の物干し部分として使われていましたので、現況地目は宅地としております。⑦については、地目が畑、現況は宅地となっていますが、家が建っている所に合筆するというので、 番として合筆閉鎖になります。36 ページの の⑫も、先ほどと同じように、元々畑であった地番が現在は宅地の一部として取り込まれていましたので、 に合筆閉鎖しています。その他の筆につきましても、元々、田や畑であった所に家が建って合筆と言う所が多くありました。 |
| | 議長 | 議案第5号について質疑を受けます。 |
| | 田邊委員 | を見ましたときに、軒並み田や畑に宅地が建っていました。旧西伯町時代の農業委員会は地目変更をされてこなかったのでしょうか。 |
| | 議長 | 当時は農業委員会の機能が果たされていなかったのではないのでしょうか。農地に家が建っているのは無断転用になると思います。昔は、農地法よりも、地域の親方と呼ばれる方の言われることが優先されていたのではないかと思います。その為に今のような事になっていると思います。これからも、このような案件は出てくると思います。町の行政機関には地籍調査に入られるときには、必ず農業委員さん、推進委員さんを入れていただくようお願いをしています。その際には、ご協力をお願いします。 |
| | 井上委員 | 浄化槽についてですが、以前、転用があった時に、農地かどうか確認をせずに、多分宅地であろうと言う判断で浄化槽を埋設されたと思われる現場がありました。そのような際に農地であるか確認されないのでしょうか。 |
| | 岩田課長補佐 | 浄化槽埋設の段階では登記簿を取ってまで地目の確認しておりません。一見して宅地と確認すれば工事を進めているのが実情でございます。 |
| | 議長 | 浄化槽は公共施設ですので、農業委員会に通す必要はありません。他にございませんか、ご異議ございませんか。 |
| | 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第5号『地籍調査に伴う地目の照会について』は、議決、承認されました。 | |
| | | (建設課 岩田課長補佐、大前主事退室) |
| 5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について | 議長 | 報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告をお願いします。 |
| | 局長 | 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法施行規則第68条の規定により提出された下記の通知について、下記のとおり報告致します。 |
| | 局長補佐 | 【(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について朗読(議案書25頁)】 議案第2号の2-2に関連する解約です。 |
| | 糸田委員 | 先ほどの5条転用の農地になりますが、設定期間が10年の中間管理事業 |

| | | |
|---|------|--|
| | | を解約するのに問題はなかったのでしょうか。 |
| 本田課長 補佐 | | <p>中間管理事業に関わるご質問ですので、私から答えさせていただきます。</p> <p>これにつきまして、先ずは、配分と言う形で転貸していた農地を さんから担い手育成機構に返されます。機構に戻った農地を、今度は 地権者にお返しする形になります。このような際には、必ず機構から解約理 由を問われます。今回は、農地転用をして農地外に変えると言うきちんとし た理由がございました。機構との話合いの中で、そこについての難色はあり ませんでした。この農地は農振農用地ではなく、 さんが貸借 をするのに機構を利用されたと解釈しています。</p> <p>心配されるのは、耕作できなくなり解約をされる場合だと思います。機構 からは、何故耕作できないのか、その後の農地はどうなるのかなど、先々の ことを見据えた上で解約をするようにと指導を受けています。機構案件は担 い手さんが耕作されるケースが多いですので、その担い手さんが耕作できな くなり解約となった場合、他の担い手さんに引き継げるのか、自作をされる のか、新たな耕作者に譲渡なり売買をされるのか、そのような事を調査した 上でないと、町としては簡単に合意解約に応じることはできませんし、機構 も簡単に応じていただけない現状がございます。今後、そのような相談があ りましたら、私どもに御相談いただければと思いますので、よろしくお願 いいたします。</p> |
| 糸田委員 | | 補助事業の農地集積協力金や経営転換協力金には、影響がなかったの でしょうか。 |
| 本田課長 補佐 | | 農振農用地ではなかったので補助金の対象農地ではありませんでした。経 営転換協力金や、機構集積協力金を受けていながら、国が定めた年数の途中 で解約されますと補助金返還が起きますので、そういった部分についても 十分に注意しなければいけないと考えております。 |
| 糸田委員 | | 分かりました。 |
| 議長 | | 他にございません |
| | | (質問、意見等なし。) |
| 議長 | | 報告を終わります。 |
| (2) 使用貸借 の合意解約 について | 議長 | 『(2) 使用貸借の合意解約について』提案者より説明を求めます。 |
| | 局長 | 使用貸借の合意解約について、下記のとおり報告します。内容につきま しては局長補佐より説明致します。 |
| | 局長補佐 | 【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書 26 頁)】 番号 1 は利用権設定の 39 番に関わるものです。番号 2 は、利用権設定の 農地中間管理権を取得する場合の 469 番に関わるものです。 |
| | 議長 | 質疑を受けます。 |
| | | (質問、意見等なし。) |
| 議長 | | 『(2) 使用貸借の合意解約について』報告を終わります。 |
| (3) 公共事 業の施行に 伴う附帯施 設設置に係 る一時転用 について | 議長 | 『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明 を求めます。 |
| | 局長 | 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について、下記のと おり報告します。内容については局長補佐より説明致します。 |
| | 局長補佐 | 【『公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読(議 案書 27～28 頁)】 |

| | | |
|----------------------------|------|---|
| | | 駄目だということでした。第3種農地の判断は難しいと言うご指摘がありました。それを踏まえて、改めて農地法等々で確認しましたところ、土地改良が入っていることや、10ha以上の集団的農地であるということ等を鑑みて、第1種農地であるという判断になりました。資料の2枚目に赤字で記載しています農地法第4条第6項第1号ロという規定の中で、第1種農地だという判断をしたところです。第1種農地の場合は原則転用が不可ですが、転用不可の例外規定の中で、集落に接続する住宅、今回の場合は、母屋に接続する離れを建築されるということで、他に場所がないということもございましたので、潮局長補佐とも相談しまして、転用することについては、許可相当ではないかと判断しました。したがって、今回のこの調整の結果については、赤字で記載しています第1種の例外規定をもって、除外、転用ができるという判断に訂正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。 |
| | 議長 | このことについて、何かございませんか。 |
| | | (質問、意見等なし。) |
| (1) 活動記録の提出について | 議長 | 『(1) 活動記録の提出について』説明を求めます。 |
| | 局長補佐 | <p>昨年の4月1日から今年の3月31日までの間の活動記録の提出をいただいています。年1回お支払いしています能率給の計算根拠となりますので、3月31日までの活動記録を、4月1日までに早めに事務局まで提出をお願いします。</p> <p>また、議案書の32、33ページに活動記録の用紙を載せています。皆さんのお手元にもお配りしています。今までの用紙には、活動の内容を書き込んでいただいていたのですが、チェック方式にしました。従来の用紙をパソコン等に入れておられる委員さんもおられると思いますので、併用での提出でも受けさせていただきます。</p> <p>(項目ごとに読み上げながら記入方法の説明)</p> <p>能率給の対象になる活動は、“その他の活動”より上の4項目です。“その他の活動”は定例の報酬の中で支払われる活動になりますが、活動記録として報告をしないとイケませんので必ず活動記録の提出をお願いします。</p> |
| | 議長 | 分からないことがありましたら、事務局にお尋ねください。 |
| (2) 令和4年度第1回農業委員会総会の日程について | 議長 | 令和4年度第1回南部町農業委員会総会は、令和4年4月8日(金)に開催します。 |
| 閉会 | 議長 | これにて令和3年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。 |